

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成24年1月4日

【四半期会計期間】 第40期第3四半期(自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)

【会社名】 イオン九州株式会社

【英訳名】 A E O N K Y U S H U C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡澤正章

【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

【電話番号】 092(441)0611(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 福本剛史

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

【電話番号】 092(441)0611(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 福本剛史

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第39期 前第3四半期 累計期間	第40期 当第3四半期 累計期間	第39期 前第3四半期 会計期間	第40期 当第3四半期 会計期間	第39期
会計期間	自 平成22年 2月21日 至 平成22年 11月20日	自 平成23年 2月21日 至 平成23年 11月20日	自 平成22年 8月21日 至 平成22年 11月20日	自 平成23年 8月21日 至 平成23年 11月20日	自 平成22年 2月21日 至 平成23年 2月20日
売上高 (百万円)	173,356	169,102	55,802	53,765	239,258
経常利益又は損失() (百万円)	1,352	1,062	1,047	1,273	2,785
四半期(当期)純利益 又は純損失() (百万円)	1,142	1,685	706	812	1,248
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)					
資本金 (百万円)			3,144	3,144	3,144
発行済株式総数 (千株)			18,787	18,787	18,787
純資産額 (百万円)			17,437	17,935	19,999
総資産額 (百万円)			110,097	108,239	108,779
1株当たり純資産額 (円)			928.19	953.96	1,064.70
1株当たり四半期 (当期)純利益又は 純損失() (円)	60.91	89.81	37.65	43.31	66.53
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)					66.46
1株当たり配当額 (円)					13
自己資本比率 (%)			15.8	16.5	18.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,197	1,149			7,042
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,641	2,517			2,373
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	366	1,325			4,161
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			4,151	4,692	4,735
従業員数 (人)			2,514 (8,361)	2,460 (8,352)	2,506 (8,601)

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

5 従業員数の()は外書で、コミュニティ社員(パートタイマー)の平均雇用人数(ただし8時間換算による)であります。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年11月20日現在

従業員数(人)	2,460(8,352)
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、親会社等からの出向者2人を含み、親会社等への出向者34人を含んでおりません。また、()は外書でコミュニティ社員(パートタイマー)の平均人員(ただし8時間換算による)を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【販売の状況】

(1) セグメント別売上状況

セグメントの名称	当第3四半期会計期間 (自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	前年同四半期比(%)
衣料品	12,761	23.7	97.0
食料品	25,486	47.4	97.2
住居余暇商品	9,328	17.4	92.6
その他	6	0.0	48.2
総合小売事業	47,582	88.5	96.2
ホームセンター事業	6,025	11.2	95.8
その他の事業	157	0.3	318.3
合計	53,765	100.0	96.3

(注) 1 各セグメント部門別の取扱商品群は以下のとおりであります。

総合小売事業

衣料品・・・衣料品、靴、鞆、服飾雑貨等

食料品・・・食料品

住居余暇商品・・・情報通信機器、化粧品、ドラッグ、日用雑貨、寝具、バス用品等のホームファッション、消耗品等

ホームセンター事業・建材・木材、補修材、家庭用品・日用品、ペット用品、園芸用品、食料品等

その他の事業・・・サイクル関連商品

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 第1四半期会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。前年同四半期比較については、前年同四半期会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

(2) セグメント別仕入状況

セグメントの名称	当第3四半期会計期間 (自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	前年同四半期比(%)
衣料品	8,867	21.6	103.4
食料品	20,014	48.7	97.8
住居余暇商品	7,472	18.2	91.2
その他	8	0.0	45.0
総合小売事業	36,363	88.5	97.6
ホームセンター事業	4,605	11.2	93.4
その他の事業	131	0.3	250.0
合計	41,099	100.0	97.3

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 第1四半期会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。前年同四半期比較については、前年同四半期会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生はなく、また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間における九州経済は、2011年3月に発生した東日本大震災の影響から、企業収益や個人消費に一部持ち直しの兆しが見られたものの、大幅な円高の長期化や株価の低迷に加え、秋口からの気温の上昇や昨年の家電エコポイント制度の反動などより引き続き厳しい状況下にあります。

このような状況の中、当社は地域のお客さまのご要望にお応えするため、新たな店舗展開を進めるとともに魅力的な商品やサービスの提供に努めてまいりました。

< 当第3四半期会計期間の主な取り組み >

- ・イオンのブランド商品である「トップバリュ」の拡販に継続的に取り組み、当第3四半期会計期間においては、機能性ウェア「トップバリュヒートファクト」のラインアップの強化を行い、従来のインナーに加えて、アウター（外着）や服飾小物、寝具類など約1,000品目に拡大いたしました。
 - ・鹿児島県とイオン株式会社は、自然災害対策・県産品の販路拡大のほか、環境保全活動や観光振興などについて両方で協力するため、包括提携協定を締結いたしました。
 - ・イオンの電子マネー「WAON」の拡大に継続的に取り組むとともに、地域WAONとして「世界遺産 屋久島WAON」、「神話と伝説のまち高千穂WAON」の販売を開始いたしました。
 - ・総合小売事業の店舗では、各県の名産品を一同に集め他のエリアでも販売する県産品フェアとして、福岡県・大分県・鹿児島県の産品を総合スーパーのイオン42店舗で販売いたしました。
- また、東北地方の復興に向けた応援として「がんばろう東北！青森フェア」を開催し、青森県のほか岩手県や宮城県の名産品も一部品揃えいたしました。
- ・ホームセンター事業では、「ホームワイドプラス賀来店（大分県大分市）」において、住まいと暮らしのお困りごとについて専門の相談員が承り解決するサービス「暮らしサポートサービス」を開始いたしました。今後、大分県内のホームワイド各店舗に随時拡大してまいります。
 - ・その他事業のサイクル専門店では新店として、「イオンバイク小倉貴船店（北九州市）」と、「イオンバイク大橋店（福岡市）」を開店し、合計で20店舗となりました。なお、自転車のほかサイクル用品やアパレル商品、電動スクーターまで品揃えいたしました。

この結果、営業損失は経費削減効果はあるものの売上総利益の減少により前年同四半期から1億85百万円増加し12億31百万円、経常損失は12億73百万円（前年同四半期に比べ2億26百万円増加）、四半期純損失は8億12百万円（前年同四半期に比べ1億6百万円増加）となりました。

報告セグメントの業績は、次のとおりであります。

（総合小売事業）

総合小売事業の売上高は475億82百万円（前年同期比96.2%）となり、この部門別の売上高は衣料品127億61百万円、食料品254億86百万円、住居余暇商品93億28百万円、その他6百万円となりました。

また、同事業のセグメント利益は1億54百万円となりました。

（ホームセンター事業）

ホームセンター事業の売上高は、60億25百万円（前年同期比95.8%）となり、セグメント損失は1億89百万円となりました。

なお、当第3四半期累計期間の営業収益は1,801億45百万円(前年同四半期比97.6%)、営業損失は経費削減効果により前年同四半期から1億11百万円の改善ができたものの、10億76百万円となりました。経常損失は10億62百万円(前年同四半期に比べ2億89百万円改善)、四半期純損失は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額6億12百万円の特別損失計上などにより16億85百万円(前年同四半期に比べ5億42百万円増加)となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

当第3四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比5億39百万円減少し、1,082億39百万円となりました。これは主に差入保証金の回収等に伴う固定資産の減少によるものであります。

負債

当第3四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べて15億23百万円増加し、903億4百万円となりました。これは主に未払法人税・買掛金の減少がある一方で、借入金の増加・資産除去債務の発生によるものであります。

純資産

当第3四半期会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べて20億63百万円減少し、179億35百万円となりました。これは主に利益剰余金の減少によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ42百万円減少し、当第3四半期会計期間末には46億92百万円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少額は35億10百万円（前年同四半期は28億10百万円の資金の増加）となりました。これは主に、テナント等からの預り金、仕入債務等が減少し、資金が減少したためであります。

前年同四半期対比では、テナント等からの預り金及び仕入債務が減少したこと等により63億20百万円支出増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は10億66百万円（前年同四半期は6億86百万円の資金の減少）となりました。これは主に、新規出店及び既存店活性化への投資、預り保証金の返還により資金が減少したためであります。

前年同四半期対比では、新規出店及び既存店活性化投資に伴う有形固定資産の取得による支出の増加、預り保証金の返還による支出増により3億79百万円の支出増加となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は45億55百万円（前年同四半期は18億65百万円の資金の減少）となりました。これは主に長期借入金による収入で44億円資金が増加、コマーシャルペーパーの発行により10億円資金が増加したためであります。

前年同四半期対比では、有利子負債の増加により64億20百万円の収入増加となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年11月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年1月4日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,787,619	18,787,619	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	18,787,619	18,787,619		

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

平成19年5月8日の株主総会の決議及び平成20年3月11日の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月20日)
新株予約権の数(個)	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年5月21日～平成35年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,309 (注)2 資本組入額 655
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。 ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。</p> <p>新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割、株式合併を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または合併の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとする。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり1,308円)を合算しております。なお、各取締役に割当てられた新株予約権の公正な評価単価相当額については、当該取締役のこれと同額の報酬債権をもって、付与日において合意相殺しております。

第2回新株予約権

平成21年4月6日の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月20日)
新株予約権の数(個)	61
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,100 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成21年5月21日～平成36年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 929 (注)2 資本組入額 465
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。 ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。</p> <p>新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割、株式合併を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとする。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり928円)を合算しております。なお、各取締役に割当てられた新株予約権の公正な評価単価相当額については、当該取締役のこれと同額の報酬債権をもって、付与日において合意相殺しております。

第3回新株予約権

平成22年4月6日の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月20日)
新株予約権の数(個)	61
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年5月21日～平成37年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,042(注)2 資本組入額 522
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。 ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割、株式合併を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとする。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり1,041円)を合算しております。なお、各取締役に割当てられた新株予約権の公正な評価単価相当額については、当該取締役のこれと同額の報酬債権をもって、付与日において合意相殺しております。

第4回新株予約権

平成23年4月5日の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月20日)
新株予約権の数(個)	117
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成23年5月21日～平成38年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,286(注)2 資本組入額 644
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。 ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割、株式合併を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとする。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり1,285円)を合算しております。なお、各取締役に割当てられた新株予約権の公正な評価単価相当額については、当該取締役のこれと同額の報酬債権をもって、付与日において合意相殺しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年8月21日 ～平成23年11月20日		18,787,619		3,144		9,192

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,733,500	187,335	
単元未満株式	普通株式 34,719		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	18,787,619		
総株主の議決権		187,335	

- (注) 1 「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社所有の自己株式92株が含まれております。
2 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である平成23年8月20日の株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成23年8月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) イオン九州株式会社	福岡市博多区博多駅南 二丁目9番11号	19,400	-	19,400	0.1
計		19,400	-	19,400	0.1

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	1,389	1,422	1,400	1,455	1,501	1,499	1,479	1,436	1,399
最低(円)	1,101	1,314	1,351	1,380	1,430	1,376	1,375	1,380	1,290

- (注) 1 株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。
2 上記の月別最高・最低株価は毎月1日から月末までのものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成22年8月21日から平成22年11月20日まで)及び前第3四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年11月20日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成23年8月21日から平成23年11月20日まで)及び当第3四半期累計期間(平成23年2月21日から平成23年11月20日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成22年8月21日から平成22年11月20日まで)及び前第3四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年11月20日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成23年8月21日から平成23年11月20日まで)及び当第3四半期累計期間(平成23年2月21日から平成23年11月20日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年11月20日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,692	4,735
受取手形	18	107
売掛金	1,413	1,119
商品	24,229	23,175
その他	7,061	8,098
貸倒引当金	13	15
流動資産合計	37,402	37,221
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	33,569	34,221
その他(純額)	14,530	13,931
有形固定資産合計	¹ 48,099	¹ 48,152
無形固定資産	134	145
投資その他の資産		
差入保証金	² 15,892	² 16,160
その他	6,712	7,109
貸倒引当金	2	10
投資その他の資産合計	22,603	23,260
固定資産合計	70,837	71,558
資産合計	108,239	108,779
負債の部		
流動負債		
支払手形	⁴ 1,932	⁴ 2,451
電子記録債務	7,328	-
買掛金	16,140	24,165
短期借入金	7,700	5,900
1年内返済予定の長期借入金	4,600	4,968
コマーシャル・ペーパー	4,000	5,000
未払法人税等	80	1,657
賞与引当金	1,814	703
役員業績報酬引当金	26	47
その他	16,251	15,627
流動負債合計	59,873	60,522
固定負債		
長期借入金	18,725	17,585
退職給付引当金	129	28
資産除去債務	1,243	-
その他	10,332	10,643
固定負債合計	30,430	28,257
負債合計	90,304	88,780

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年11月20日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,144	3,144
資本剰余金	9,192	9,192
利益剰余金	4,807	6,738
自己株式	34	36
株主資本合計	17,109	19,038
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	794	942
評価・換算差額等合計	794	942
新株予約権	32	18
純資産合計	17,935	19,999
負債純資産合計	108,239	108,779

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年11月20日)
売上高	173,356	169,102
売上原価	126,872	123,347
売上総利益	46,484	45,755
その他の営業収入	11,127	11,042
営業総利益	57,612	56,798
販売費及び一般管理費	58,799	57,874
営業損失()	1,187	1,076
営業外収益		
受取利息	59	53
テナント退店違約金受入	71	78
補助金収入	-	49
その他	79	119
営業外収益合計	210	301
営業外費用		
支払利息	322	247
その他	52	40
営業外費用合計	375	288
経常損失()	1,352	1,062
特別利益		
固定資産売却益	-	2
貸倒引当金戻入額	3	3
特別利益合計	3	6
特別損失		
固定資産除売却損	16	16
減損損失	109	3
店舗閉鎖損失	69	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	612
開発物件撤退処理損失	57	-
その他	29	101
特別損失合計	282	733
税引前四半期純損失()	1,630	1,790
法人税、住民税及び事業税	137	144
法人税等調整額	625	249
法人税等合計	487	104
四半期純損失()	1,142	1,685

【第3四半期会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期会計期間 (自平成22年8月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)
売上高	55,802	53,765
売上原価	40,974	39,430
売上総利益	14,828	14,334
その他の営業収入	3,649	3,620
営業総利益	18,478	17,955
販売費及び一般管理費	19,524	19,187
営業損失()	1,046	1,231
営業外収益		
受取利息	19	17
受取配当金	-	10
テナント退店違約金受入	53	11
その他	29	13
営業外収益合計	102	53
営業外費用		
支払利息	100	84
その他	2	10
営業外費用合計	103	95
経常損失()	1,047	1,273
特別利益		
固定資産売却益	-	2
貸倒引当金戻入額	0	0
特別利益合計	0	3
特別損失		
固定資産除売却損	9	0
投資有価証券評価損	29	2
特別損失合計	38	2
税引前四半期純損失()	1,085	1,273
法人税、住民税及び事業税	45	44
法人税等調整額	423	505
法人税等合計	378	460
四半期純損失()	706	812

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年11月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	1,630	1,790
減価償却費	4,183	3,684
減損損失	109	3
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	612
賞与引当金の増減額(は減少)	1,214	1,110
退職給付引当金の増減額(は減少)	6	100
受取利息及び受取配当金	91	86
支払利息	322	247
固定資産除売却損益(は益)	16	13
売上債権の増減額(は増加)	374	205
たな卸資産の増減額(は増加)	1,767	1,075
未収入金の増減額(は増加)	1,124	1,234
仕入債務の増減額(は減少)	2,602	1,216
預り金の増減額(は減少)	247	359
その他	115	30
小計	2,160	3,022
利息及び配当金の受取額	48	44
利息の支払額	318	253
法人税等の支払額	692	1,664
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,197	1,149
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,722	2,623
有形固定資産の売却による収入	-	3
差入保証金の差入による支出	43	124
差入保証金の回収による収入	527	606
預り保証金の受入による収入	227	473
預り保証金の返還による支出	564	821
長期前払費用の取得による支出	37	17
その他	29	13
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,641	2,517
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,900	1,800
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	-	1,000
長期借入れによる収入	8,200	4,400
長期借入金の返済による支出	4,745	3,628
自己株式の増減額(は増加)	0	2
配当金の支払額	187	243
財務活動によるキャッシュ・フロー	366	1,325
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	77	42
現金及び現金同等物の期首残高	4,228	4,735
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,151	4,692

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年2月21日 至 平成23年11月20日)	
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失及び経常損失は、それぞれ48百万円増加しており、税引前四半期純損失は661百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,210百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期会計期間 (自 平成23年8月21日 至 平成23年11月20日)	
(四半期損益計算書関係)	<p>前第3四半期会計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取配当金」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取配当金」は10百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間(自 平成23年2月21日 至 平成23年11月20日)
 特に記載すべき事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間(自 平成23年2月21日 至 平成23年11月20日)
 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年11月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、52,161百万円 であります。</p> <p>2 差入保証金 当社は、建設協力金により建設された店舗の賃借に係る差入保証金につき、店舗賃貸借契約の一部である金銭消費貸借契約条項に基づく返還請求権を特別目的会社であるジェイ・ワン アセッツコーポレーションに売却しております。 当該取引に伴い会計上売却処理した差入保証金（当四半期末未償還残高783百万円）については、原債務者が支払不能等に陥った場合等の特定の事由が発生した場合、返還請求権をイオンリテール株式会社に売り渡す選択権が付与されております。なお、選択権行使によりイオンリテール株式会社が返還請求権を買い取った場合には、同社は買い取った返還請求権を当社に売り渡す選択権を有しております。 また、ジェイ・ワン アセッツコーポレーションが選択権を行使した場合に解約することとなるヘッジ目的の金利スワップ契約の解約損益はイオンリテール株式会社に帰属しますが、イオンリテール株式会社が買い取った返還請求権を当社に売り渡す選択権を行使した場合には、当該解約損益は当社に帰属することとなります。 なお、当四半期末現在の当該金利スワップ契約の時価評価差損の総額は39百万円であります。</p> <p>3 偶発債務 有限会社メビウスアルファ（特別目的会社）は、当社に賃貸する建物の建設資金等を金融機関より借り入れていますが、当社は、当該金融機関との間で、当該特別目的会社が支払不能に陥った場合等の特定の事由が生じた場合には、当該金融機関は、当該特別目的会社に対する貸付債権の一部（当四半期末現在2,532百万円）を当社に売り渡すことができる旨の契約を締結しております。 なお、当該契約により当社が貸付債権を取得した場合には、当社は当該特別目的会社との建物賃貸借契約（当四半期末現在の解約不能期間の未経過リース料3,172百万円）を終了することができます。</p> <p>4 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。 支払手形 120百万円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、48,685百万円 であります。</p> <p>2 差入保証金 当社は、建設協力金により建設された店舗の賃借に係る差入保証金につき、店舗賃貸借契約の一部である金銭消費貸借契約条項に基づく返還請求権を特別目的会社であるジェイ・ワン アセッツコーポレーションに売却しております。 当該取引に伴い会計上売却処理した差入保証金（当事業年度末未償還残高1,567百万円）については、原債務者が支払不能等に陥った場合等の特定の事由が発生した場合、返還請求権をイオンリテール株式会社に売り渡す選択権が付与されております。なお、選択権行使によりイオンリテール株式会社が返還請求権を買い取った場合には、同社は買い取った返還請求権を当社に売り渡す選択権を有しております。 また、ジェイ・ワン アセッツコーポレーションが選択権を行使した場合に解約することとなるヘッジ目的の金利スワップ契約の解約損益はイオンリテール株式会社に帰属しますが、イオンリテール株式会社が買い取った返還請求権を当社に売り渡す選択権を行使した場合には、当該解約損益は当社に帰属することとなります。 なお、当事業年度末現在の当該金利スワップ契約の時価評価差損の総額は81百万円であります。</p> <p>3 偶発債務 有限会社メビウスアルファ（特別目的会社）は、当社に賃貸する建物の建設資金等を金融機関より借り入れていますが、当社は、当該金融機関との間で、当該特別目的会社が支払不能に陥った場合等の特定の事由が生じた場合には、当該金融機関は、当該特別目的会社に対する貸付債権の一部（当事業年度末現在2,670百万円）を当社に売り渡すことができる旨の契約を締結しております。 なお、当該契約により当社が貸付債権を取得した場合には、当社は当該特別目的会社との建物賃貸借契約（当事業年度末現在の解約不能期間の未経過リース料3,693百万円）を終了することができます。</p> <p>4 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。 支払手形 93百万円</p>

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年11月20日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、 次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、 次のとおりであります。
給料・賞与 18,783百万円	給料・賞与 18,627百万円
退職給付費用 487百万円	退職給付費用 510百万円
賞与引当金繰入額 1,808百万円	賞与引当金繰入額 1,814百万円
地代家賃 11,721百万円	地代家賃 11,661百万円

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成22年8月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、 次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、 次のとおりであります。
給料・賞与 5,886百万円	給料・賞与 5,869百万円
退職給付費用 164百万円	退職給付費用 169百万円
賞与引当金繰入額 1,052百万円	賞与引当金繰入額 1,055百万円
地代家賃 3,906百万円	地代家賃 3,900百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年11月20日)
現金及び現金同等物の当第3四半期累計期間末残高 と当第3四半期貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成22年11月20日現在)	現金及び現金同等物の当第3四半期累計期間末残高 と当第3四半期貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成23年11月20日現在)
現金及び預金 4,151百万円	現金及び預金 4,692百万円
現金及び現金同等物 4,151百万円	現金及び現金同等物 4,692百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月20日)及び当第3四半期累計期間(自平成23年2月21日至平成23年11月20日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 18,787,619株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 19,624株

3 新株予約権の四半期会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 32百万円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年4月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	243百万円	13円	平成23年2月20日	平成23年4月25日

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末
後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動

記載すべき事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年8月21日至平成23年11月20日)

当第3四半期会計期間におけるリース取引残高は、前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月20日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月20日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月20日)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年8月21日至平成23年11月20日)

四半期財務諸表への影響額に重要性がないため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年8月21日至平成23年11月20日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期累計期間(自平成23年2月21日至平成23年11月20日)及び当第3四半期会計期間(自平成23年8月21日至平成23年11月20日)

当社は関連会社を有しないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月20日)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、第1四半期会計期間の期首に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、衣料品、食料品、住居余暇関連商品等を販売する小売事業を展開しており、販売する商品及び販売形態により、「総合小売事業」「ホームセンター事業」の2つを報告セグメントとしております。

「総合小売事業」は、衣料品、食料品、住居余暇関連商品など全般を提供しており、「イオン」の店名で運営する総合スーパーと「イオンスーパーセンター」の店名で運営するディスカウントストアを展開しております。

「ホームセンター事業」は、建材、園芸用品、ペット関連商品などを販売しており、「ホームワイド」「スーパーワイドマート」の店名でホームセンターを運営しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間(自 平成23年2月21日 至 平成23年11月20日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計	調整額 (注) 3	四半期損 益計算書 計上額 (注) 4
	総合小売 事業	ホームセ ンター 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	149,213	19,455	168,669	433	169,102	-	169,102
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	149,213	19,455	168,669	433	169,102	-	169,102
セグメント利益又は損失() (注)1	2,299	51	2,247	136	2,110	3,186	1,076

(注) 1. セグメント利益又は損失()は、社内管理利益によっております。

2. 「その他」の区分は、総合小売事業とホームセンター事業に属さない販売形態の店舗で、現在はサイクル専門店を展開しております。

3. セグメント利益又は損失()の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない本社管理部門の一般管理費であります。

4. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期会計期間(自 平成23年8月21日 至 平成23年11月20日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)2	合計	調整額 (注)3	四半期損 益計算書 計上額 (注)4
	総合小売 事業	ホームセ ンター 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	47,582	6,025	53,607	157	53,765	-	53,765
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	47,582	6,025	53,607	157	53,765	-	53,765
セグメント利益又は 損失() (注)1	154	189	35	61	97	1,134	1,231

(注) 1. セグメント利益又は損失()は、社内管理利益によっております。

2. 「その他」の区分は、総合小売事業とホームセンター事業に属さない販売形態の店舗で、現在はサイクル専門点を展開しております。

3. セグメント利益又は損失()の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない本社管理部門の一般管理費であります。

4. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(1) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) のれん等に関する情報については、該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月20日)

賃貸等不動産の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載してありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年11月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
1株当たり純資産額 953円96銭	1株当たり純資産額 1,064円70銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期会計期間末 (平成23年11月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
純資産の部の合計額(百万円)	17,935	19,999
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	32	18
(うち新株予約権)	(32)	(18)
普通株式に係る四半期会計期間末(事業年度末)の 純資産額(百万円)	17,903	19,981
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期会 計期間末(事業年度末)の普通株式の数(千株)	18,767	18,767

2 1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年11月20日)
1株当たり四半期純損失 60円91銭	1株当たり四半期純損失 89円81銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年11月20日)
四半期純損失(百万円)	1,142	1,685
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	1,142	1,685
普通株式の期中平均株式数(千株)	18,765	18,767
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在 株式で前事業年度末から重要な変動があったも のの概要	潜在株式の種類 第3回新株予約権 潜在株式の数 68個 この詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりでありま す。	潜在株式の種類 第4回新株予約権 潜在株式の数 117個 この詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりでありま す。

前第3四半期会計期間 (自平成22年8月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)
1株当たり四半期純損失 37円65銭	1株当たり四半期純損失 43円31銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期会計期間 (自平成22年8月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)
四半期純損失(百万円)	706	812
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	706	812
普通株式の期中平均株式数(千株)	18,765	18,768
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で前事業年度末から重要な変動があったものの概要	潜在株式の種類 第3回新株予約権 潜在株式の数 68個 この詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	潜在株式の種類 第4回新株予約権 潜在株式の数 117個 この詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

「当第3四半期会計期間(自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)」

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より法人税率が引き下げられ、また、一定期間内、復興特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、平成24年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は40.2%から37.6%に変動いたします。また、平成27年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は37.6%から35.2%に変動いたします。

この法定実効税率の変動による当第3四半期会計期間末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合の差額は93百万円であり、このうち法人税等調整額(借方)に対応する金額は160百万円であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年12月27日

イオン九州株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸 林 信 幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 尾 政 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 畑 秀 二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオン九州株式会社の平成22年2月21日から平成23年2月20日までの第39期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年8月21日から平成22年11月20日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年2月21日から平成22年11月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イオン九州株式会社の平成22年11月20日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年12月28日

イオン九州株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾 政治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオン九州株式会社の平成23年2月21日から平成24年2月20日までの第40期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年8月21日から平成23年11月20日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年2月21日から平成23年11月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イオン九州株式会社の平成23年11月20日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。